

## 技術倫理委員会に関する規定

平成 26 年 12 月 5 日理事会承認

(目的)

第 1 条 本規定は、日本船舶海洋工学会倫理規定の周知・運用等について審議を行うことを目的に、理事会に設置した技術倫理委員会（以下、「委員会」という）の任務・運営に関する事項について定める。

(任務)

第 2 条 委員会は以下のことを行う。

1. 倫理関連の規定の見直し作業
2. 会員への周知伝達
3. 不正行為に関する審査請求の予備調査
4. その他

(構成)

第 3 条 委員会は、学術（論文集）担当理事を委員長とし、学術（講演会）担当理事、研究担当理事及び庶務理事の 4 名で構成する。

(機密の保持)

第 4 条 委員は、その活動で知りえた機密情報を、他に漏らしてはならない。また、それらの情報を個人的な目的のために使用してはならない。

附則

この規定は、平成 26 年 12 月 5 日から施行する。